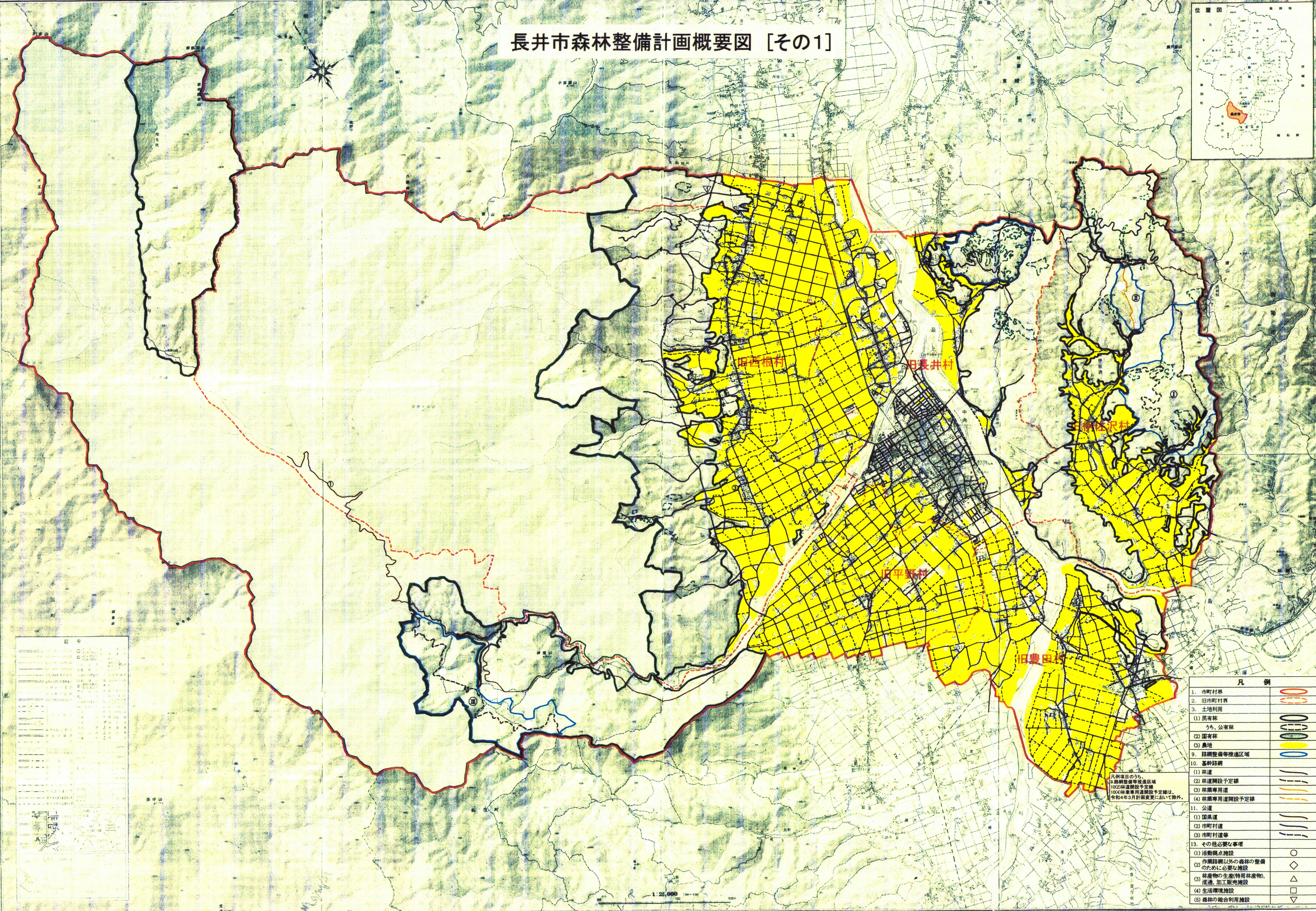
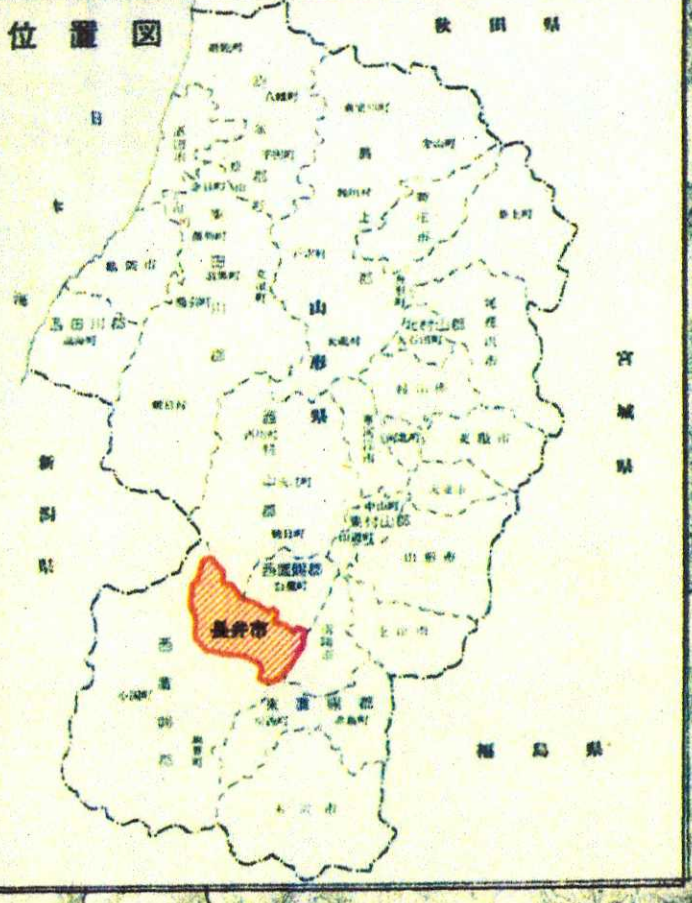


長井市森林整備計画概要図 [その1]



記号

○	活動拠点施設
◇	作楽路網以外の森林の整備のために必要な施設
△	林産物の生産(特用林産物)、流通、加工販売施設
□	生活環境施設
▽	森林の総合利用施設

凡例

1. 市町村界	○
2. 旧市町村界	○
3. 土地利用	○
(1) 民有林	○
うち、公有林	○
(2) 国有林	○
(3) 農地	○
9. 路網整備等推進区域	○
10. 基幹路網	○
(1) 林道	○
(2) 林道開設予定線	○
(3) 林業専用道	○
(4) 林業専用道開設予定線	○
11. 公道	○
(1) 国道	○
(2) 市町村道	○
(3) 市町村道等	○
13. その他必要な事項	○
(1) 活動拠点施設	○
(2) 作楽路網以外の森林の整備のために必要な施設	○
(3) 林産物の生産(特用林産物)、流通、加工販売施設	○
(4) 生活環境施設	○
(5) 森林の総合利用施設	○

凡例項目のうち、
9 路網整備等推進区域
10(2)林道開設予定線
10(4)林業専用道開設予定線は、
令和4年3月計画策定において除外。

1:25,000